

生徒指導提要

第1章サンプル原稿 ▷ DRAFT

デモンストレーション版

- 本サンプル原稿は、デジタルテキストの書式やイメージ理解を主目的としています。
- 第1章は、未完成であり、今後加筆・修正を加えるものです。予め御了解ください。

2021年08月25日

「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」

目次

| | |
|---------------------------|-----------|
| 第 I 部 生徒指導の基本的な進め方 | 1 |
| 第 1 章 生徒指導の基礎 | 2 |
| 1.1 生徒指導の定義と特色 | 2 |
| 1.1.1 生徒指導の定義 | 2 |
| 1.1.2 生徒指導の特色 | 3 |
| 1.2 生徒指導の課題 | 5 |
| 1.2.1 児童生徒理解の深化 | 5 |
| 1.2.2 望ましい人間関係の形成 | 5 |
| 1.2.3 地域社会総掛かりで進める生徒指導 | 6 |
| 1.3 生徒指導の方法 | 8 |
| 1.3.1 自己指導能力の育成 | 8 |
| 1.3.2 生徒指導の類型 | 10 |
| 索引 | 13 |

第 I 部

生徒指導の基本的な進め方

第1章

生徒指導の基礎

1.1 生徒指導の定義と特色

1.1.1 生徒指導の定義

生徒指導^{*1}は、学校教育の目標を達成するための重要な教育活動です。すべての教師^{*2}が、生徒指導を行います。実際の日常業務では、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校への対応に追われ、ややもすると生徒指導とは何かという基本的な理解が曖昧になりがちです。生徒指導を効果的に実践するためには、生徒指導という用語の共通理解が大切です。生徒指導を定義すると、次のようになります。

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことである。

生徒指導は、学校が、児童生徒の特性、能力、適性、進路などに応じて適切な教育が行えるよう、調和のとれた教育課程を編成し、各教科の指導をはじめ全教育活動において、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。また、すべての児童生徒が、主体的な進路の選択・決定に基づきキャリア達成ができることを目指します。

^{*1} 「生徒指導」に類似した用語に「生活指導」や「児童指導」があるが、「生活指導」は多義的に使われていることや、小学校段階から高等学校段階までの体系的な指導の観点、用語を統一した方が分かりやすいという観点から、本書では「生徒指導」としている。

^{*2} 教員や教諭は、すべて教師という表記で統一している。

各学校においては、生徒指導が、教育課程の内外において一人一人の児童生徒^{*3}の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力 [↔ p.8] の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要です。

また、生徒指導は、日本国憲法や教育基本法、および子どもの権利条約の内容にも合致します。具体的には、次の通りです。

日本国憲法 第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。」とし、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を規定しています。また、第14条では、「すべて国民は法の下に平等であって」差別されないと規定しています。生徒指導は、児童生徒の国民としての権利保障に寄与します。

教育基本法 前文において、「個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。」とあります。生徒指導は、第1条に規定されているように、人格の完成のみならず、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」の育成に寄与します。

子どもの権利条約 第29条・1・aにおいて、「児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。」また、同条1・dにおいて、「自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。」と規定しています。生徒指導は、同条約に合致します。

1.1.2 生徒指導の特色

生徒指導の定義に基づいて、その特色を整理すると以下のようになります。

- (1) 生徒指導は、すべての児童生徒を対象としています。

生徒指導の対象は、いじめや不登校等で悩む特定の児童生徒だけではありません。生徒指導の課題を抱える児童生徒に、教師の指導・援助が集中することは否めませんが、問題行動や不登校の未然防止や児童生徒一人一人の個性の発見・伸長、社会

^{*3} 中央教育審議会（2021）『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』（2021）の答申では、令和の日本型学校教育において、児童生徒の個別最適な学びの実現に向けて、児童生徒のよい点や可能性を伸ばし、これまで以上に児童生徒の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく支援することが大切であると指摘されています。生徒指導は、この点に働きかけます。

的資質の育成の観点からすれば、すべての児童生徒が対象となり、誰一人取り残すことがあってはなりません。

- (2) 生徒指導は、個別かつ発達的な教育を基礎としています。

児童生徒は、家庭環境、興味・関心、能力、心身の健康状態、適性、進路などの点で、一人一人異なります。授業をはじめ集団での指導や活動をベースにしながらも、個に応じた教育がなされる必要があります。小学生・中学生・高校生では、発達に大きな差異があります。生徒指導では、発達段階に考慮しながら、児童生徒が**発達課題**^{*4}を乗り越えられるように指導・援助します。また、発達障害や性的マイノリティなど、特別の配慮を要する児童生徒への指導・援助も、特別支援教育、**インクルーシブ教育**、ダイバーシティ教育の観点から、取り組む必要があります。

- (3) 生徒指導は、総合的な指導・援助です。

生徒指導は、児童生徒の学習面（学習意欲の低下、授業での悩みなど）、心理面（不安や無気力、ストレスなど）、社会面（人間関係や社会的スキルなど）、健康面（健康や性の悩みなど）、進路面（将来展望や進学不安など）、家庭面（家庭生活や親子関係の悩みなど）などの多面的で、複雑な課題や悩みの改善と解決を図ります。

- (4) 生徒指導は、組織的・計画的・協働的に実践されます。

生徒指導は、生徒指導主事や生徒指導担当教師を中心とした生徒指導組織によって、計画的に実践されます。突発的に生じる問題行動だけではなく、年間計画にしたがって社会的スキルの育成プログラムや非行防止教室などの未然防止プログラムを実施します。また、心理の専門家であるスクールカウンセラー（以下、SCと略記）や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー（以下、SSWと略記）と協働して実践します。学校だけでは対応できない課題は、教育委員会、児童相談所、警察、病院、NPOなど関係機関とサポートチームを形成して連携・協働します。現代の生徒指導では、**チームとしての学校**^{*5}の下チーム援助で臨みます。

- (5) 生徒指導は、法律を背にした指導・援助です。

児童生徒の問題行動に対しては、学校教育法だけでなく、いじめや暴力行為の関連法規である少年法の理解が不可欠です。そのため、教職員は、生徒指導関連の法規の理解が大切です。同時に、生徒指導の指導・援助過程において、教師は、体罰や暴言などの不適切な行為をしてはなりません。公立学校の教職員は、地方公務員法や教育公務員特例法などを十分に理解し、法令遵守を貫徹しなければなりません。

^{*4} 発達課題とは、人間の発達過程において各発達段階で達成しておかなければならない課題のことである。自己同一性（アイデンティティ）の確立や社会生活上で、重要となる。

^{*5} 中央教育審議会（2015）『チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）』

1.2 生徒指導の課題

1.2.1 児童生徒理解の深化

生徒指導の重要性は、すべての教師が認識していますが、実践では多くの課題があります。その中で、不易といえる課題をとりあげてみましょう。課題の第一は、生徒指導の基盤となる児童生徒理解の深さと方法です。

(1) 複雑な心理・人間関係の理解

生徒指導の基本ともいえるのは、教師の児童生徒理解です。経験のある教師であっても、意図的な働きかけをしなければ、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは難しいです。また、携帯電話やインターネットの発達によって、思春期の多感な時期にいる中学生や高校生の複雑な心理や人間関係を理解するのは困難を極めます。また、家庭での親子関係の理解も、児童生徒の心理に深い影響を与えるため重要となります。

(2) 総合的・複眼的・客観的な理解

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。また、学級・ホームルーム（以下、HRと略記）担任の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、養護教諭、部活動の顧問などによる複眼的な視野から児童生徒理解を行うことが大切です。この他、生活実態調査、学校生活調査、いじめアンケート調査、進路希望調査など、客観的な理解が大切です。

1.2.2 望ましい人間関係の形成

第二の課題は、教師と児童生徒、児童生徒相互の人間関係です。学校における教師と児童生徒の出会いは、強制的です。そのため、出会った当初の教師と児童生徒の人間関係は、脆弱で、集団としての凝集性（まとまり）は低いです。児童生徒相互の人間関係も、固定的な偏りや主従関係があるなど、いびつな状況も見られます。

(1) 信頼的で、支持的な人間関係の形成

学校が児童生徒にとって安心安全で、望ましい教育の場となるには、教師と児童生徒の人間関係と、児童生徒相互の人間関係が信頼的で、支持的なものでなくてはな

りません。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりが求められています。

(2) 規範意識の高い人間関係の形成

学校生活は集団で行うため、校則や社会規範を守ることは、人権尊重や人命保護を含め生徒指導上の課題の未然防止で大切です。しかし、いじめ重大事態の多発傾向、小学校での暴力行為の増加傾向、薬物乱用の低年齢化などから、児童生徒の規範意識の低下がみられます。児童生徒相互が、不適切な行為や違法行為を黙認しない、法律やルールを遵守しようという高い規範意識をもった人間関係の形成が望まれます。

1.2.3 地域社会総掛かりで進める生徒指導

第三の課題は、家庭や地域の巻き込み方です。教職員一人一人の努力を生徒指導の目標達成につなげるには、教職員の共通理解だけにとどまらず、教育委員会、保護者、地域住民とのビジョンの共有や共通理解が大切です。

(1) 社会に開かれた生徒指導の推進

学校全体で進める生徒指導とは、学校の中だけで完結するものではなく、教職員の働き方改革の観点からも家庭や地域の心理的・人的・環境的サポートが必要です。家庭や地域社会および関係機関との**連携・協働**^{*6}を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要です。その方法としては、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入・運営と地域学校協働活動を活用して地域社会総掛かりで生徒指導を展開します。

コミュニティ・スクール 学校が、学校運営協議会を通じて、保護者や地域住民と一緒に学校運営をする仕組みが、コミュニティ・スクールです。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（第47条第5項）で規定されています。保護者や地域住民が学校や教育委員会に意向を伝えるとともに、学校からも保護者や地域住民に意向を伝える、相互に交流できるシステムを活用して、生徒指導の課題、重点目標の共通理解、具体的な教育活動の案出、家庭と地域との**連携・協働**

^{*6} 学校と家庭や地域との間の関係や、学校と警察、消防、保健所、児童相談所等の関係機関との間の関係など、学校と学校から独立した組織や機関との関係に用いる。なお、「**連携・分担**」と「**連携・協働**」の双方が含まれる場合は、まとめて「**連携・協働**」として表現する。

働、評価と改善事項などを**共通理解**^{*7}します。

地域学校協働活動「学校を核とした地域づくり」として、コミュニティ・スクールと一体的に取り組む地域学校協働活動があります。地域学校協働活動とは、地域の高齢者・成人・学生・保護者・PTA・NPO・民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で児童生徒の学びや発達を支えます。地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法（第5条第2項）の改正により、法律に位置づけられました。登下校の見守り、多様な教育的ニーズのある児童生徒への学習支援、放課後や土曜日における学習プログラムの提供、キャリア教育支援などによって生徒指導を地域社会全体で行うことができます。

(2) 生徒指導マネジメントサイクルによる改善

生徒指導を切れ目なく、効果的に実践するためには、生徒指導マネジメントサイクルを確立することが大切です。換言すると、生徒指導のRVPDCAサイクルによって、生徒指導を計画・実践・**評価**^{*8}・改善します。RVPDCAサイクルとは、始めに、学校の環境、児童生徒の状況、保護者や地域住民の願いなどを調査（リサーチ=R）します。これに加え、各種審議会答申や世論の動向などを見据えて、「どのような児童生徒を育てたいか」「何を生徒指導の重点とするか」などの目標（ビジョン=V）を立てます。これを基に、生徒指導計画（プラン=P）を策定し、実施（ドゥー=D）、評価（チェック=C）、改善（アクション=A）へとつなげます。

(3) 保護者の法的責任に関する啓発

学校における生徒指導が功を奏するためには、家庭教育との相互作用が前提となります。したがって、児童生徒の保護者に対して、入学時や学年の当初に、以下に示す保護者の法的責任に関して理解を深めるように啓発する工夫が必要です。

教育基本法 「家庭教育」及び「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものあって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

いじめ防止対策推進法 「保護者の責務等」

^{*7} 学校運営協議会の主な役割として、次の3つがある。①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

^{*8} 学校評価については、文部科学省（2016）『学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕』を閲覧する。

- 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

1.3 生徒指導の方法

1.3.1 自己指導能力の育成

生徒指導では、児童生徒の個性の発見・伸長、社会的資質能力や行動力の育成を目指しますが、その究極的目標は自己指導能力 [○ p.3] の育成にあります。これからの児童生徒は、少子高齢化での社会形成、災害や感染症などの不測の社会的危機との遭遇、超スマート社会での知識の刷新や ICT能力の修得、外国の人々を含め多様な他者との共生と協働など、予測困難な変化や急速に進行する多様化に対応していかなければなりません。

その際に、必要となるのは、自己指導能力です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択、設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的に自らの行動を決断し、実行する力です。また、日常生活においては、自らが置かれている場と状況に応じて、どのような選択が適切であるか、自分で判断し、責任をもって実行する力だといえます。この自己指導能力は、**キャリア教育**における**基礎的・汎用的能力**^{*9}の育成と密接不可分の関係にあります。

^{*9} 基礎的・汎用的能力は、次の4能力から構成される。①「人間関係形成・社会形成能力」（多様な他者を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力）、②「自己理解・自己管理能力」（自分と社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、進んで学ぼうとする力）、③「課題対応能力」（仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力）、④「キャリアプランニング能力」（『働くこと』の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて『働くこと』を位置付け、多様な生き方について、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力）

自己指導能力の育成では、特別支援教育の観点も踏まえて、①規範意識の醸成、②自己存在感の感受、③共感的な人間関係の育成、④自己決定の場の提供の4つに留意しながら、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性などを、授業だけでなく体験活動を通して、児童生徒に実感させることが大切です。

(1) 規範意識の醸成

児童生徒は、個性的であると同時に、集団生活の中で社会的存在として自己実現を図っていきます。集団生活では、自分勝手な言動で他者を傷つけないという最低限のルールは守らなければなりません。この他、法律、校則、学級・HRや授業のルールを、進んで守ろうという規範意識を高めることが大切です。安心安全な学級・HR風土の中でこそ、自発的・自主的、主体的な活動が行えます。

(2) 自己存在感の感受

児童生徒の教育活動の大半は、集団一斉型か小集団型です。そのため、集団に個が埋没してしまう危険性があります。児童生徒に孤立感や疎外感を抱かせないように、学校生活のあらゆる場面で、「自分も一人の人間として大切にされている。」という自己存在感を感じさせることが大切です。また、ありのままの自分を肯定的に捉える自己肯定感や、他者のために役だった、あるいは、他者から認められたという**自己有用感**^{*10}を育むことがひじょうに大切になります。

(3) 共感的な人間関係の育成

学級・HR経営の焦点は、教師と児童生徒、児童生徒同士の強制的な出会いによる生活集団を、認め合い・励まし合い・支え合える学習集団に変えていくのかということです。失敗を恐れない、間違いやできないことを笑わない、むしろ、どうすれば、できるようになるのかを皆で考える。自他の個性を尊重し、相手の立場にたって考え、行動できる相互扶助で共感的な人間関係をいかに早期に創りあげるかが重要となります。

(4) 自己決定の場の提供

自己存在感を感受するには、授業場面で自らの意見を述べる、観察・実験・調べ学習などを通じて自己の仮説を検証してレポートするなど、自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する、制作するなどの体験が何より重要です。学習指導要領の主体的・対話的で深い学びを通して、児童生徒の自己決定の場を広げていくことが大切です。

*10 国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター（2015）『生徒指導リーフLeaf.18「自尊感情」？それとも、「自己有用感」』

1.3.2 生徒指導の類型

生徒指導の方法は、多種多様にありますが、対象となる児童生徒や課題の程度によって図 1.1 のように類型化することができます。以下、具体的にみてみましょう。

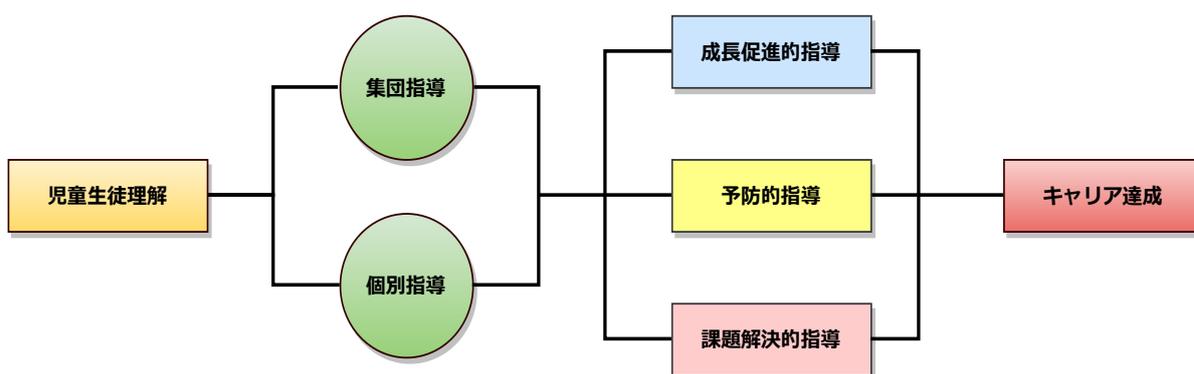


図 1.1 生徒指導の類型

(1) 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導については、集団指導を通して個を育成し、個の成長が集団を進展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばすことができるという指導原理があります。そのためには、教師は児童生徒を十分に理解するとともに、教師間で指導についての共通理解を図り、すべての児童生徒のキャリア達成を目指します。

A 集団指導

朝の会や帰り会での生き方・在り方に関する講話や説諭、学級・HR活動での話し合いや非行防止教室など、集団を対象にした生徒指導があります。集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。また、教師は一人一人の児童生徒が、①「安心して生活できる」、②「個性を發揮できる」、③「自己決定の機会を持てる」、④「集団に貢献できる役割を持てる」、⑤「達成感・成就感を持つことができる」、⑥「集団での存在感を実感できる」、⑦「他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける」、⑧「自己肯定感・自己有用感を培うことができる」、⑨「自己実現の喜びを味わうことができる」ことを基盤とした集団づくりの工夫が必要です。

B 個別指導

個別指導は、教育相談に代表されるように児童生徒一人一人を対象にします。令和の日本型学校教育において指摘されているように、「生徒指導上の課題の増加、外国人児童生徒数の増加、通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒、子供の貧困の問題等により多様化する子供たち」への対応が、生徒指導に求められています。個々の課題や家庭・学校環境に応じた、適切かつ切れ目のない生徒指導が大切となります。

(2) 層別による指導

対象となる児童生徒や課題の程度によって、成長促進的指導、予防的指導、課題解決的指導の3つの類型があります。

A 成長促進的指導^{*11}

すべての児童生徒を対象に、個性を伸ばすことや、自身の成長に対する意欲を高めることをねらいとした成長・発達を促す指導や生徒指導上の諸課題に関する未然防止教育などが含まれます。児童生徒のよさや個性の伸張、自己理解や他者理解の促進、集団生活をする上での社会的スキルの育成、自己の将来をデザインするキャリア教育の推進など、すべての児童生徒の成長促進や発達段階に焦点を置いた教育プログラムや、飲酒・喫煙防止教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育などを授業や集団活動を通して実施します。これは、ガイダンス・プログラムまたはガイダンス・カリキュラムとも呼ばれ、授業型の生徒指導です。

B 予防的指導

一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期段階で諸課題を解決することをねらいとしたものです。予防的指導では、例えば、ある時期に遅刻・欠席が増加する傾向が見られたり、身だしなみなどにも変化が見られる児童生徒に対して早期に面接などをする働きかけが考えられます。どの児童生徒も、学習、人間関係、進路、心身の健康、家庭状況などの点で悩みを持っています。このような悩みが原因で、学校生活にも支障をきたす可能性は少なくありません。したがって、諸課題を抱え始めた一部の児童生徒を対象とする指導・援助では、児童生徒の不安や悩みが増長する前段階で早期解決をする必要があります。また、

^{*11} 中央教育審議会（2021）『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）』において、児童生徒の問題行動の発生を未然に防止するために、成長を促す指導等の積極的な生徒指導の充実、生徒指導上の課題の発生や深刻化につながることも指摘される背景や要因といった困難の緩和、教育相談体制の整備、教育委員会・学校における組織的な対応の推進を図るとともに、児童虐待防止に向けては、教育委員会・学校と市町村、児童相談所、警察等の関係機関との連携強化を図っていくことが必要であると指摘されている。

早期解決では、学級・HR担任が保護者と協力して、単独で対応する場合もありますが、生徒指導主事や生徒指導担当、教育相談コーディネーターや教育相談担当、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどの教職員が協働して、少人数の援助チームを編成して、組織的なチーム援助によって早期解決を行うのが一般的です。その際に、児童生徒の置かれている状況を把握し、指導・援助の方針や対応策を検討し、個別の指導計画の作成などを行うケース会議を行い、組織的・計画的に指導・援助します。

C 課題解決的指導

いじめ重大事態、少年非行、児童虐待、不登校など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、児童相談所、NPOなどの関係機関との連携・協働による課題解決をねらいとしたものです。課題解決的指導は、学級・HR担任や学校単独では解決に導くことが困難な場合が多く、関係機関と連携・協働したネットワーク型のチーム援助を行います。生徒指導上の課題を抱えた一人の児童生徒に対して、予防的指導と同様に、校内の教職員や保護者と関係機関の担当者が参加して、ケース会議を開催します。その上で、学校と関係機関によるサポートチーム^{*12}を編成して、組織的・計画的・継続的に指導・援助します。

^{*12} サポートチームとは、「個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動等の具体的な解決に向けて、学校、教育委員会、権限を有する関係機関、その他関係団体等が連携して対応するチーム」のことである。国立教育政策研究所生徒指導研究センター（2011）『生徒指導資料 第4集 学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～』

索引

い

いじめ防止対策推進法, 7
インクルーシブ教育, 4

か

課題解決的指導, 12
学校運営協議会, 6

き

規範意識, 6, 9
教育基本法, 3, 7
共感的な人間関係, 9

こ

こどもの権利条約, 3
個別指導, 11
コミュニティ・スクール, 6

し

自己決定の場, 9
自己肯定感, 9
自己指導能力, 3, 8
自己存在感, 9
自己有用感, 9
児童生徒理解, 5
集団指導, 10

せ

成長促進的指導, 11
生徒指導マネジメントサイクル, 7

そ

総合的な発達援助, 4

ち

地域学校協働活動, 6
チーム援助, 4

に

人間関係, 5

ほ

法令遵守, 4
保護者の法的責任, 7

よ

予防的指導, 11

れ

令和の日本型学校教育, 11